平成26年12月定例会 環境対策特別委員会(付託) 平成26年12月18日(木) 〔委員会の概要〕

丸若委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。 (10時35分) 直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○ 「環境首都とくしま・未来創造憲章」(案)について(資料①)

福井県民環境部長

県民環境部から一点御報告をさせていただきます。お手元に配布させていただいております資料1を御覧ください。環境首都とくしま・未来創造憲章(案)についてでございます。

さきの9月議会におきまして、その素案について御報告いたしました新憲章につきましては、パブリックコメントで頂いた御意見を踏まえまして、憲章策定委員会において御検討を頂き、去る12月10日、憲章策定委員会の委員長、近藤光男徳島大学大学院教授から飯泉知事宛て、憲章案として報告がなされたところであります。

まず、憲章の名称につきましては、県民の皆様により身近で親しみやすいものとするため、新名称の募集を行いましたところ、県内外から38件の応募があり、憲章策定委員会による御論議を踏まえ、環境首都とくしま・未来創造憲章といたしております。

次に、憲章案の内容についてでございますが、9月議会で御報告させていただきましたとおり、前文を、今を生きる私たちの決意として、未来の世代に贈るメッセージという形で表現し、本文につきましては、日常生活の様々な場面で、県民の皆様に環境行動へつなげていただくため、基本的な行動別にまとめております。

資料の裏面を御覧ください。将来を担う子供たちにも、環境問題に関心を持って取り組んでいただきますため、キッズバージョンを新たに作成し、覚えやすいよう、各項目の頭文字で「きみもさんかして」と呼び掛ける形になっております。

今後は、県議会での御論議を賜りました後、速やかに決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、決定後は、全庁的組織であります環境対策推進本部を先頭に、まず私ども県職員が率先して取り組んでまいりますとともに、県民の皆様にも、環境に優しいライフスタイルへの転換に向けて行動していただけますよう、普及啓発を図ってまいりたいと考えております。報告事項は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

丸若委員長

以上で、報告は終わりました。 これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

大西委員

私からは、かねがねずっとお願いしようと思ってたんですけども、なかなかその機会がなくて、今回は特に重要なというか、急を要する話題がなかったものですから、是非こういう時に皆さんにお願いしとこうという思いで質問させていただきます。私は徳島市住吉に住んでおりますけども、一級河川の吉野川がございまして、その河口には皆さん方御承知の吉野川河口干潟がございます。この吉野川河口干潟は、ラムサール条約で一時指定を考えられていた湿地帯でございまして、世界的にも日本全国の中でもかなり有力な渡り鳥の飛来地ということで、飛来地を守らなきゃいけないということもあります。そういうことについては、これといって決め手がないので、なかなか取組もできない状況があるとは思います。ただ、地元としましては、住吉・城東コミセンの役員の皆様方が、せっかく地域内にそういう有数のもの、貴重なものがあり、そして前々から野鳥の会の方がバードウオッチングをされているということもあり、それを自分たちのコミセンの活動の一つにしようみたいなことで取組をされまして、ちゃんとした会として、年に数回、地元としてのバードウオッチングをしております。

私も1回参加させていただきましたけども、このバードウオッチングは、ちょうど徳 島県のしらさぎ大橋の少し下流といいますか、そこら辺でバードウオッチングをするの が一番いいということで、そこまで歩いていってバードウオッチングをするわけですけ ども、どこでするかというと吉野川の堤防の上の管理道路、一応普通車が1台ぐらいは 通れる道路にはなっておりますけども、そこの上で皆、三脚を立てたり、人がたむろし てバードウオッチングをするんです。その時、私もその経験をしたんですが、走ってい る人もたくさんいまして、走っている人がどなり付けて、「このやろう、こんな所でた まるな。邪魔だ。」みたいなことで、やっぱり人数が多くなると、普通車が1台通れる ぐらいの道路であればどうしてもいっぱいになってしまうんですよね。走っている人は ぶつかりそうになりながら横を走っていくんですよね。そういうことで、散歩の方もい らっしゃいますけども、様々な利用の仕方をしている。こういった堤防の使用の仕方と いうのは、何の決まりもなく自由に皆さん方使っているんですけども、そこのバードウ オッチングが、今、冒頭で申し上げましたようなことで非常に徳島県内でも有数の場所 になっていることを考えますと、地元の方に限らず県内全ての方、あるいは県外からも 好きな方はきて見る。特に冬場は飛来が多いということで寒い中見られているんですけ ども、そういうことに対して一つのバードウオッチングの名所にする、県内の人が来る のはもちろんのこと、県外の人がきてもゆっくりとバードウオッチングを楽しめるので あれば、一つの観光地というか、観光地という言葉がいいのかどうか分かりませんが、 そういうようなことにもなってきて、徳島県に来県していただける県外の人も増えるの ではなかろうかと思います。

前置きを大分長く話しましたが、地元の議員として一つお願いしたいのが、住吉・城 東のコミセンがそういうふうに地域で活動しようとやっておるんですけども、是非とも バードウオッチングを十分に楽しめる整備をしてもらえないかなと、こういうふうに思 います。

そういうことをかねてからずっと話はしていますけども、バードウオッチングをするということについては、多分、ここでも自然環境戦略課と言うんですか、そこら辺が対応されるのかなと思うんですけども、実際に整備するとなったら、国土交通省であり、また、しらさぎ大橋の下を利用するということになれば、県の、今、道路整備課と言うのかな。今日はこられていないんでしょう、私は入らないんですみたいなことを言っていましたけど。じゃ、こういうことをお願いしてやってもらおうということになってくると、幾つもの課にまたがったり、どこが責任を持つのかとか、どこに権限があるのかとか、誰が一生懸命やってくれるのかとか、私も多々いろんなことをお願いした時に、やっぱりこういうような責任が分散する話というのはなかなか前へ進まないんですね。この環境対策特別委員会で是非ともお願いしたいのは、バードウオッチングをゆっくりと楽しめる、そういう設備をやってもらいたい。

ちなみに、しらさぎ大橋の下、高架道路の下の県道の歩道のガードレールにはしっか りと、今回、きれいなパネルを付けていただきました。こういう鳥が飛来しますよとか、 こういう生物が生息していますよという,本当にきれいなすばらしいパネルを付けてい ただいています。そこまではされているんですけども、それ以上、具体的に申し上げま すと, 例えばバードウオッチングをするときに, 二十人, 三十人ぐらいの人がたむろし てもほかの人たちの邪魔にならないような場所を作るのが一つ。それから、トイレがな くて、「トイレ、どこかにないですか」と言ったら、その近くに大型のホームセンター があるんですけど、「あそこへ行ってください」と。だけど、それは公式には言えない んですよね。トイレはそこを使ってくださいというチラシは作れないわけで、近くにト イレがない。寒い所で観察していますから、冷えてきてトイレが近いとかいうこともあ って、トイレを作ってもらいたいというのがある。最後に、ちょっと遠い所からこられ た方については車を置く場所がないんです。車は堤外地に入っていくことはできないし、 堤内地はすぐそばを県道が走っておりますので、非常に交通量が多い所で、なかなか路 上駐車もできないと。そういうようなことで,是非,しらさぎ大橋の,いわゆる東環状 道路の高架道路の下の一番堤防に近い所に、例えばトイレと駐車場を設置してもらいた い、こういうような御要望があります。

道路整備課とか都市計画課は入っていませんので答弁できませんよと私も言われていますけど、今の話を環境対策ということで捉えて、どなたか、ちょっと前向きな答弁をしてもらいたいなと思うんですけども、いかがでございましょうか。

鎌田都市形成担当室長

ただいま大西委員から、吉野川干潟に関してバードウオッチングができるスポット、 それからトイレ、駐車場の設置の御要望の御質問がございました。私ども、道路関係課 は出ておりませんが、道路関係課から承っておる答えとしてお答えさせていただきたい と思います。

しらさぎ大橋の下に高架下というのがございます。御要望のトイレとか駐車場に係る ものについては、これも対応になるのかなということでちょっと御答弁させていただき たいと思います。 バードウオッチをする場所につきましては、河川の中というか、河川の堤防となりますので、今、高架下で活用できる所からはちょっと見えないのかなと考えておるところでございます。先ほど申しました高架下の有効利用についてというところで、御要望のありますトイレとか駐車場というお話でございます。高架下の道路空間につきましては、地域住民や道路利用者の利便性の向上やにぎわいの場の創出などが期待できることから、有効利用に向けた具体的な検討を進めたいと考えております。有効利用の方法につきましては、都市計画、それから、周辺の土地利用状況等との調和を保ちつつ、適正かつ合理的な土地の利用を図るため、当該場所におきましては、地元徳島市や地域の関係者などの御意向を踏まえた上で利用方法を決定する必要があると考えてございます。

具体的な利用の時期等についてですが、当該高架空間につきましては、現在、南伸の高架工事を進めておるところでございまして、そのための工事用の資機材、それから残土の置場として利用している所もございます。今後、その工事の進捗状況を勘案しながら、その時期につきましては検討してまいりたいと考えているところでございます。

古井河川振興課副課長

ただいま大西委員から、吉野川の河口の所でバードウオッチングが楽しめる設備を整備できないかという御質問を頂きました。

河川のほうからお答えさせていただきますと、吉野川の河口ではバードウオッチングとかシオマネキの観察会、さらには魚釣りやサーフィンなどの様々な利用がされている所でございます。吉野川の河口部におきまして、野鳥の観察者など水辺空間を利用される方々の利便性を高めるための施設の整備につきましては、河川管理者であります国はもとより、地元の徳島市が「かわまちづくり」の計画を作成して、河川管理者であります国の認定を受けるなど、関係機関の理解と協力が不可欠でございます。委員からの御提案につきましては、国や徳島市にお伝えしまして、今後の水辺空間の利用について情報共有を図ってまいりたいと考えております。

大西委員

河川振興課副課長さんの御答弁は、国土交通省の管轄なのでなかなか歯切れのいい答弁ではなかったんですが、これはしょうがないなとは思いますが、地元としてはそういうふうにしたいということもあり、今後、徳島市に対しても要望していくというようなことも言っておりますので、県としては、そういう要望、何らかの考えが表明されたら、国土交通省の管轄なのでということを言わないで、是非ともしっかりと対応してもらいたいなと思います。

それから、都市計画課の御答弁は、現状の御説明を頂いたようでございますけども、現状はよく分かっております。高架下をどういうふうに利用するかというのは様々な関係者で協議して決定したいみたいなことは、前々から、地域の方々と正式な要望にお伺いした時から言われておりますので、それは承知しておりますけども、先ほども申し上げましたように、バードウオッチングを観光の一つの場所、名所にして、人が集まるということになってきたら、また一つ徳島県にとってプラスになると思いますので、答弁の中でバードウオッチングとは有効なものだと思うという趣旨の御答弁もあったと思い

ますけども、是非ともそれを県の方針として、バードウオッチングしやすい整備をして いただくために各部署が協力してやってもらいたいなと、こういうふうに思うところで す。

それから、この話についてはもう一つ、これも道路部局が出ておりませんから十分な答えはできませんみたいなことを言っておりましたけど、もし御答弁できる人がいたらしてもらいたいんですけど、しらさぎ大橋ができました。かなりの長大橋でありますが、これができて、ラムサール条約のこの干潟に飛来して来る渡り鳥がどれぐらい影響を受けているのか。野鳥の会が、この長大橋が邪魔になって飛来する鳥が減るんじゃないかというふうに前々から言っておりまして、そういうのを調査するということで、これはいろんな専門家の方が調査するとは思うんですけど、できる前も調査して、できた後も調査するという話は聞いておるんですけども、そういった渡り鳥の飛来にしらさぎ大橋を架けたことが影響しているのかどうか。

あるいはもう一つ。今度,更に下流の最河口部に高速道路ができます。これはまた更に長い長大橋になりますけども,今も調査しているという話ですけども,これができますと,ちょうど飛来して来る干潟,一番多く渡り鳥が羽を休めるような干潟の部分がしらさぎ大橋と新しくできる高速道路との間にすっぽり入る形になるんですよね。野鳥の会の人はかなり影響が出るみたいな話をしておると思うんですけども,貴重な干潟で渡り鳥が来るということでバードウオッチングしている状況からすると,それをできるだけ防ぐ措置,影響をなくすことが必要なんじゃないかなと思うんです。そういったことを県の方は考えておられるのかどうか。道路部局がきていないから誰も答えられませんと言うのかどうか分かりませんけど,飛来していた鳥がどんどん飛来してこなくなるということを考えると非常に残念な話になると思いますので,そういったことについては何か対応策を考えられているのかどうかというのをちょっと今お聞かせいただきたいと思います。

鎌田都市形成担当室長

ただいま大西委員から二点ほど御質問を賜りました。道路関係部局に関係するものも ございますので、伺った範囲も含めまして御答弁させていただきたいと思います。

まず, 吉野川河口干潟付近に阿波しらさぎ大橋が建設されたのですけども, 渡り鳥の 飛来に対して影響はなかったのかという御質問であったかと思います。

阿波しらさぎ大橋は、おっしゃられるように、住吉干潟や吉野川河口干潟といった多種多様な生物の生息する貴重な自然が残る吉野川河口部に位置するため、委員から御質問ありましたように、計画段階から施工に至るまで、周辺環境に配慮した橋梁といたしております。

具体的には、橋脚の間隔を長くすることで干潟に影響を与えない構造、鳥類の飛行に配慮し、主塔を低く抑えた構造、それから高欄内に配したLED照明の明かりを低い位置から照らすことにより、これは高い照明灯ではないということでございますけども、このような方法によりまして橋の光が干潟部等の外部に漏れないようにしておるところでございます。

こうした周辺環境に配慮した整備に取り組むとともに、工事に伴う環境への配慮につ

いて評価する必要があることから、工事着手前の平成15年からモニタリングの調査を実施しておりまして、専門家による環境アドバイザー会議にて助言、御指導を頂きながら、 工事による影響を検証してまいりました。

その結果でございますけども、御質問の渡り鳥の飛来に対して影響はなかったのかというところでございますけども、これにつきましては、飛翔高度や干潟内での生息場所などについて、多少の変化はあったものの、飛翔高度の変化による鳥のエネルギーロスは軽微であり、そのロスの補塡は捕食により容易であること、また鳥の餌となる底生生物に大きな変化がないことなどから、事業実施による鳥類への悪影響は認められないとの結論に至りまして、去る12月3日に開催されました環境アドバイザー会議でも了承されたところでございます。

それからもう一点,御質問を賜りました,これは西日本高速道路株式会社が施工する ものでございますが,吉野川の下流に計画されている高速道路の新しい橋についても野 鳥に対し影響はないのかという御質問であったかと思います。

吉野川を渡河する四国横断自動車道、徳島ジャンクションから徳島東間は吉野川渡河部を横断することとなります。このため、先ほど委員からお話がございましたように、多種多様な希少生物が生息・生育し、渡り鳥のシギ、チドリが飛来する湿地を有する吉野川の河口域に位置することなどから、環境保全に配慮する必要がある所という認識をしておるところでございます。

このため、西日本高速道路株式会社におきましては、自然豊かな吉野川の環境保全に向け、昨年8月、吉野川渡河部の環境保全に関する検討会を設置しております。現在、当検討会におきまして専門家の御意見を伺いながら、渡り鳥の飛翔に配慮した主塔やケーブルのない桁橋形式を採用するとともに、工事の事前、工事中、事後による環境モニタリング調査を実施するなど、橋梁周辺に生息・生育している生物の監視を行うこととなってございます。

事業主体である西日本高速道路株式会社からは、今後とも自然環境に十分配慮し、円滑に工事が実施できるよう、引き続き、検討会において審議してまいりたいと伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

大西委員

懇切丁寧に御答弁いただきまして。

しらさぎ大橋ができたことについての悪影響は認められないと結論が出たという話なんですけども、今度、高速道路の橋ができることに伴って影響がないかというのは、今やっている途中なので、それは何とも言えないのかなと思うんですけども、形を桁橋にしたときはその影響が少なくなるんでしょうかね。桁橋にすると橋脚をたくさん造らなきやいけないんじゃないでしょうかね。そしたら、さっきのしらさぎ大橋では橋脚の数を減らすために工夫をして新しい形式にしましたわね。そういったことがされなくなるんじゃないでしょうかね。桁橋にしたら橋脚はずっと一定間隔で造らないといけない。そうなってきたら、本当かどうか知りませんけど、野鳥の会の人たちは、橋脚に当たって鳥が衝突死するんじゃないかみたいな話をする人もいるわけです。橋脚は少ないほうがいいと言ってしらさぎ大橋はできておるんですけども、桁橋にしたら必要数の橋脚を

建てなきゃいけないので、それがいいのかどうか。潜水橋というか、いろいろな呼び方があるけど、高さの低い橋だったらそう影響はないのかもしれないけど、高速はかなり高い高架の高さでずっと来るわけでしょう。橋もその高架の、いわゆる東環状道路と同じ高さ、つまりしらさぎ大橋と同じ高さで来るわけですよね。そうすると、しらさぎ大橋は影響しないように工夫しましたと言うのだったら、その高速道路の橋も同じように影響のないような工夫をすることが必要なんじゃないかと思うんですけど、道路部局じゃないから何とも言えないですかね。私は、今の御答弁だと何かそういうふうに聞こえましたけどね。

桁橋って普通の橋ですよね。そうなってきたら、上には高くはならないけども、橋脚はかなりの本数を建てるということになるので影響が出るのではないかとちょっと思ったんですけども、もし答えられるのだったら答えてみてください。

鎌田都市形成担当室長

先ほど御説明させていただいたんですが、御説明不足だったかも分かりませんので、 少し補足というか、御説明を再度させていただきます。

しらさぎ大橋につきましては、先ほど環境に配慮した橋²架²にしましたとお話させていただきまして、橋脚の間隔を長くするのは干潟に対する影響を抑える構造ということで考えてございます。それから、鳥類の飛行に配慮してということで主塔、主塔といったらケーブルを引っ張る塔なんでございますが、これを低く抑えた構造ということでしらさぎ大橋は対応させていただいております。

先ほど申しましたように、高速道路の橋²架²につきましては、その主塔とかがない構造になっておるところでございます。これも高速道路担当部局が今回出ておりませんので、詳しくはまた御説明をさせていただこうかとは思っておりますが、私が説明させていただけるのは以上でございます。

大西委員

担当の課長さんがきていないというので、それはしょうがないなと思いますけども、もう御答弁はいいです、同じでしょう。結局、高速道路会社が中心になってやって、国なんかが関与してやっていることなので、なかなか県として明確なお答えは言いにくいんだろうと思うんですけど、県土整備部としても最河口部に高速道路の長大橋ができる時には渡り鳥の飛来にできるだけ影響のないように、是非とも様々な方の御意見を聞いて、できる限りその影響のない橋にしてもらいたいなと、こういうふうに要望しておきたいと思います。

それから、もう一つお聞きしたいのは、流域下水道で終末処理場というのが稼働していますけども、私が前に、ほかの県では終末処理場に小水力発電の装置を付けたり、あるいは、広い敷地があるので、太陽光パネルを設置して再生可能エネルギーの電気を作って、売電するなり自分の所で使うなりしているので、それをしたらどうでしょうかねという話をした時に、小水力発電装置は付けていますみたいなことを言われておりまして、私も余り認識がなかったもので、そこの終末処理場で小水力発電の装置を付けて、今どれぐらいの状況で稼働されておるのか、それから、それ以外、風力とか太陽光なん

かも付けられておるのか、その現状だけ、取りあえずお答えいただけたらと思います。

川端水・環境課長

大西委員から,流域下水道の終末処理場における小水力発電の現在の稼働状況,その 他の自然エネルギーをどう整備しているのかという質問でございます。

まず、経緯を申しますと、旧吉野川流域下水道事業につきましては、平成21年4月に 供用を開始したところでございまして、旧吉野川浄化センターにおいて、供用開始以降、 水環境の大切さを知っていただくために、多くの県民の方々の環境学習の場として見学 者を受け入れているところでございます。さらに、平成23年度より下水処理場の処理水 を活用した小水力発電設備を整備し、水処理施設の見学に加え、自然エネルギーの重要 性を合わせて啓発する総合的な環境学習の場として多くの県民の方々に来所していただ き、所要の成果はあったものと認識してございます。

御質問の稼働状況につきましては、処理水の放流量に応じた発電形式となっておりまして、また、定格発電量も1キロワットと非常に小規模であることから、発電量としては大きなものではございませんけれども、発電した電力は処理場に必要な電力供給をしている、自己消費をしているということでございます。さらに、小水力発電設備に加え、太陽光発電設備、これは定格発電量が10キロワットでございますけれども、これも同時に整備したところでございまして、この小水力発電設備、太陽光発電設備共に環境学習として利活用されているところでございます。

大西委員

小水力発電はまだ発電量は少ないので、自家消費というか、自分の所の消費電力に回 しているということで、太陽光発電は10キロワットと少ないんですけども、小さなパネ ルなんでしょうね。

これは環境学習のためにという話であったんですけども、確かに今、小水力発電の装置を今間もそんなに安くないというのは私も認識しておりますけども、小水力発電の装置を今後どんどん付けていって。お聞きした話では、まだ流域下水道に接続していただいている地域のお家が少ないので、水の量、下水量が少ないのでなかなか発電まで行かないんですよみたいな話だったと思うんですけども、せっかく造ったのに流域下水道に接続してくれないということではなかなか困るのではないかなと思います。そういう課題があるというのは分かりますし、この話をお聞きし出すと多分長くなると思うので、これはまた次の機会にしたいと思います。

太陽光については、10キロワットと大分小さい、本当に形だけのパネルだと思うんですけども、これは自家消費をしているんですよね。自家消費で使う容量があるのであれば、広い敷地ですので、太陽光パネルをできるだけ設置して、今、電気代も徐々に上がっておりますので、できるだけそれを有効活用することが必要だと思います。

今の現状としてはそれぐらいしか言えないとは思いますけども、終末処理場は平成21年からということで、まだ5年ほどしかたっていないこの施設に、早速、こういう試みをしているということは評価するところでございますけども、引き続き、更にこういう設備を広げていっていただきたいなと思いますので、是非お願いしたいと思います。

森本委員

一点だけ質問ですけど、今ちょっと、この質問ではないんですけども、大西委員から なかなかいい提言をしていただきましたので、横断道の橋が、近い将来、河口部にでき るでしょうけども、やっぱりしらさぎ大橋を造った時の自然保護団体の調査、これは皆、 かなり綿密にしていますよ。それと、県も環境影響評価以外にモニタリング調査を相当 お金と時間をかけてされました。これも私は、大変評価することだし、橋そのものの設 計も、全国的に見ても相当配慮されたものであるし、非常に高く評価すべきものであり ますけども、やっぱり実際に開通してみたら、行政が調査する分と自然保護団体が調査 する分というのは若干の乖離が出てきているわけです。どっちがどうというのは私は言 えませんよ。私も大西委員もそれは言えん。だけど、現実に乖離が出てきているし、自 然保護団体の人たちも相当時間をかけて調査をしているので、やっぱり私はこの調査結 果というのを皆さんに参考にしていただいて、心を無にして、そういう環境行政に当た っていただきたいなという思いがある。たちまち,鳥の飛ぶ高さというのがあるんやね, シギとか。皆さん、御存じの方は多いだろう。当然、橋が彼らにとっては邪魔になるわ けで、橋より上に飛来するシギとかの鳥は、やっぱり減っとるわけやね。餌が減っとる わけではない。餌は全然減ってないんだけど、やっぱり物理的に邪魔をしとるのかなと いう気が私はいたします。橋があるんやから、こっち側から回って飛んだらええでない かと思うんやけど、そこまで鳥さんも頭がよくないので、やっぱりそういう部分で自然 環境への影響というのは若干出てくるし、餌をついばむ鳥の数が、上流へ行く分が減れ ば、当然、環境にも若干の違いが出てくる、生態系にも違いが出てくると私は思うし、 自然を守ることと、あと県民の利便を図ることのはざまで、一番この行政の仕事という のは難しいんですけども、その間に立って、きちっと徳島県の未来を考えたら、やっぱ り自然を守るというのは非常に大事なことなので、そういう面で心を無にして、真摯な 心で、いろんなそういう団体のお話も聞いてあげて、参考にしていただきたいなと思っ ております。

私も20年前はこんな考えはなかったんですけど、だんだん年がいったらこう思うようになってまいりまして、今、大西委員からそういう発言をしていただいたので、私もちょっと言っておきたいなと思っております。

あと、例の四国電力、国の政策も若干変更がきたし、制度の見直しがきたし、電力会社の接続契約の保留かな、これで大変大騒ぎになっております。自然エネルギー立県とくしまを目指す徳島県としてはこれは大きな打撃だし、知事も相当怒り心頭でしたけども、先日のニュースで、また再開をするんじゃないかなという話が出てまいりました。この近々の見通しというのはどうなんでしょうか。

北川自然エネルギー推進室長

ただいま森本委員より,四国電力における再生可能エネルギーの接続回答保留の現状 を御質問いただきました。

本年の10月1日より四国電力をはじめ5電力会社が、送電線の接続申請に対する回答を保留している状況でございます。

国では、新エネルギー小委員会の下に系統ワーキンググループを設置いたしまして、これまで接続可能容量の検証を進めてきたところでございます。12月16日の夜に第3回のワーキングが開催されまして、各電力会社から、国が示したルールに基づきまして、受入れの可能容量が提示されたところでございます。

四国電力の資料によりますと、受入可能容量は219万キロワットでございまして、今 現在、接続又は契約を済ましている方が200万キロワットで、あと、11月末まで、要は 保留が10月、11月とございますので、この2か月分の回答保留分19万キロワットを合わ せますと219万キロワットと、現在までに申請されているものを合わせますと、受入可 能容量内に収まっております。

もう一点,受入れの再開の時期でございますが,当然,国は年内に決着を付けるといった報道があったと思いますが,ワーキングの開催が,16日に続き,次回は19日という報道もございます。それと,実は本日,系統ワーキングの上位の新エネルギー小委員会が,今現在,開催されております。その中で,並行して議論がなされております。

ということで、今日の委員会の状況にもよりますが、本当に近々国の方針が示される といった状況でございます。また、電力会社においては、四国電力の社長等々から、方 針が示されたら速やかに再開するという発言があったことから、回答保留の解除が速や かになされるものと考えております。

森本委員

再開保留の可能性,多分すると思うんですけども,先ほど聞いたら,これ電力会社が 決めた容量みたいなものがあるわけなんですよね。そうした中で,やっぱり再開をして も,容量がいっぱいになったらまたちょっとというような話に当然なるんでしょうかね, これは。

北川自然エネルギー推進室長

対応策も、現在、系統ワーキング等々で検討はされているところでございます。

拡大策につきましては、30日までは、要請によって今現在も発電されている方を抑制できるという省令、また、電力会社と民間の事業者の方の契約書の中にもうたわれているところでございます。

今おっしゃっていただいた、12月以降の九州、東北というのはもっと状況が悪く、当然、省令の改正も必要になってまいります。ですから、本日の小委員会で方針が示されて、制度改正、多分、省令の改正まで及ばなければ対応が難しいと思いますので、今の省令の中でできるものと、それから省令改正をやってできるもの、順次、どういう方策があるかというのが示されるものと考えております。

森本委員

我々はソーラー発電が始まる時は永遠のものという気がいたしました。電気の割合がこれで三十も四十もパーセンテージを占めたら原発なんかも数が減っていくだろうなと。そういうような思いで見ておったわけなんですけども、ここへきて、やっぱり価格の問題以上に、ああいう形で、一旦力づくで止められたというのは、民間の事業意欲をほと

んど0になるぐらい後退させました。これは電気屋にやられたなという気が私はしとるんですけども、たとえ今後再開しても、そんなにソーラー発電をする人は出てこんのじゃないかな、彼らに事業意欲をものすごくそがれた、そういう思いで見ております。

だから、今後再開したとしてもどうなるのかな、どこまでできるのかなということは、 やっぱり県が我々民間に情報提供を頻繁にしていただきたいなと。非常に不安がってお るんですよね。止められた人はもちろんすごく不安がっておったんですけども、これか らやろうかなと思う人も、もうやめたとほとんどが言うてますよ。だから、そういう中 で、やっぱり私はこの太陽光というのは普及させないかんと思うし、そういう面で、県 から県民に情報提供をたくさんお願いしたいなと思っております。

それで、エネルギー立県とくしま推進事業と言うのかな、これでソーラーパネルをする場合、補助金が最大1,500万円ぐらいまで出ておりました。24年からこの補助金制度ができて、24年、25年は1,000キロワットまで補助が出ておったんですけども、26年、今年、国や電気屋がああいうことを言い出す前から、新年度になった段階から250キロワット以上にお金を補助しますよと、ものすごく緩和をされたわけなんです。当然、補助金の申請というのは、私はすごく増えるのかなと思っていました。ちなみにこれ、24年が10件で25年が11件申請があったのかな。今年、26年の状況というのはどうなっていますか。

北川自然エネルギー推進室長

ただいま自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金につきましての御質問がございました。

今年度は予算が1億円。ただいま御紹介がありました太陽光,風力を対象に250キロワット以上と拡大をしております。

現状は、個人名等々、金額は5パーセントということで逆算できてしまうので端数は ちょっと控えさせていただきますが、1億円のうち一千数百万円ということで御理解い ただけたらと。1件でございます。

森本委員

何とか1件あったわけやね。この1件というのは、いわゆる電力会社がやめたという以前に申請があったわけやね。

北川自然エネルギー推進室長

これは10月以降でございましたが、当然、10月以前に電力との契約は済ましております。

森本委員

これは、ほんなら、10月以前に補助金申請を受けて、支出一千数百万円を決めて、ほんで、10月以降にああいう措置がとられたんですけども、もしこれが続いておったら、この補助金は、当然ストップやね。

北川自然エネルギー推進室長

国の補助制度と、もう一つは電力会社の契約、この二つの要件がございます。当然、 国の固定価格の認定制度というのは別、事業者の方で既にとっていらっしゃる方は多数 いらっしゃる。それともう一点は、9月30日までに電力会社の契約まで至っていらっし ゃる方と、今、申請中の方がいらっしゃるということでございます。

10月以降にこの申請が可能かという御質問かと思いますが、電力会社との契約は持っている方、先に申請されている方もいらっしゃいますので、その方は、当然、10月以降、今のままでも県に申請はできることとなっております。

森本委員

分かりました。

この補助金の申請状況だけ見ても、やっぱり10月以前のことを考えても、太陽光に対 する事業意欲というのは県民の間で相当落ちているというのが分かりますよね、この数 字を見ただけでもね。こうした中でああいう措置が突然とられて、私は完全に、これは 事実上止まってしもうとるんじゃないかなと思っております。今から、来年やってみよ うかなというのは相当勇気が要ることなので、いつまた電気屋が何を言い出すか分から んという思いがあるし、私もなかなか彼らのことは信用もできんし、そんな中で、私は やっぱり自然エネルギー立県とくしまの中心になるのは、当然、太陽光だと思っており ます。知事も自然エネルギーの全国の役員、会長か副会長かされておるし、日照時間の 長い徳島は太陽光が中心になると思っておった中で、これは非常に大きな打撃じゃない かなと私は思います。太陽光以外の小水力であるとか風力であるとか、そうしたことも いろいろ御検討されて、太陽光一本でいったら、やっぱりこけたとき大変やなというの が、今回、私もよう分かりましたので、そうしたいろんな別の研究も進めていっていた だきたいなと。特に風力なんかは非常に有力だし、利益率が一番高いし、高知のどこか の村は風力と太陽光と小水力と三つやって、風力で村全体を賄えるぐらいの電気をやっ て、その利益で小水力と太陽光をやっておるみたいなことをニュースでしていましたけ ども、今回、私はこれから安倍政権が原発の再稼働をどんどん進めていくような気がい たしますので、そんな中で、再生可能エネルギーというのはまた非常に苦しい立場に立 たされるんじゃないかなという気がいたしております。どうしてもやっぱり時代の流れ の中で、また原発だってどうなるか分からんし、県が自然エネルギー立県とくしまとい うのを打ち出しておる以上は、四国電力が原発だのを仮にどうしようが、やっぱり行政 として進めていっていただきたいなと思っております。これをお願いして終わります。

古田委員

私も今,森本委員から質問がありましたけれども,四国電力が年内にも契約再開ということで,しかし,受入可能量が219万キロワットということで,これは,徳島新聞の報道によりますと,四国電力が総使用量から,伊方原発全機,坂出火電3,4号機,太陽光を除く再生エネルギー発電量を差し引き,受入容量を生み出したと書いているんですけれども,今こそ本当に危険な原発はやめるということで,再生可能エネルギーの受入容量をもっと増やすように,是非,県は働き掛けていただきたいと思うんです。

前の時にもちょっと言いましたけれども、全国の家庭分を試算しただけでも原発3基分に当たる太陽光発電が広がっている。それから、四国の場合でも、伊方原発の1基分が、この買取制度が始まってからできたということで、原発に頼らなくても、再生可能エネルギーをもっともっと増やしていけば大丈夫ということが明らかにされているわけです。それと、この夏でも、節電によって原発の13基分が節電されたという報道もあります。

ですから、何としても今の国に対しては、原発をやめて再生可能エネルギーをうんと 増やす、受入容量をもっと増やすという方向へ県としても声を上げていただきたいと思 いますけれども、その点はいかがでしょうか。

丸若委員長

小休します。(11時34分)

丸若委員長

再開します。(11時35分)

割石環境首都課長

ただいま、電力需給の関係で、原子力発電所の稼働でなく自然エネルギーの導入、促進ということで御質問いただいたかと思います。

自然エネルギーの導入、促進につきましては、先ほど森本委員からおっしゃっていただきましたように、知事が自然エネルギー協議会の会長を務めておりまして、全国的な自然エネルギーの推進をトップバッターで進めていくという状況でございますので、今後とも自然エネルギーの導入、促進、これは太陽光に限らず小水力とか風力がございますけれども、そういったものについて推進してまいりたいと考えております。

古田委員

しかし、今もお話があったように、受入可能量が219万キロワットということで、今考えておられる方々より新たに参入しようかという人に対しては難しいと。それから、特に県南のほうでは送電線量が不十分で受入れできないということが言われているわけですけれども、そういった課題にも対処していただきたいと思います。四国電力自身の考え方として、なかなか県は物を言うことができないかも分かりませんけれども、原発に頼らなくても、再生可能エネルギーが自然豊かなこの四国でうんと広げていけるということがどんどん進められているわけで、だから是非、ここのところは県としても、自然エネルギーをうんと増やしていくという面ではこの受入可能量というのを増やさないとどんどん広がらないわけで、可能量を増やしてくださいと。それから、送電線を整えていく、整備をしていくということは要望として届けることはできるんですか。そこはいかがでしょう。

東端県民環境部副部長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

原子力発電を含みますエネルギー施策につきましては、国の根幹をなす基本政策であるということでございまして、まずは国の責務として考えていただくことと認識をいたしております。

一方,自然エネルギーの宝庫であります徳島県におきましては、知事が自然エネルギー協議会の会長として、太陽光をはじめ様々な自然エネルギーの活用を推進しておる立場でございます。今後ともそういう立場で県としては進めたいと思っております。

古田委員

なかなか電力会社に対して物を言っていくというのは難しいというような御答弁ですけれども、この受入可能量を増やさないと新たにどんどん広げることはできないわけですから、四国電力に対しても、是非、整備していくように併せて求めていただきたいと強くお願いをしておきたいと思います。

それと、国のグリーンニューディール基金を利用して、市町村、また県の公共施設などで、蓄電池や太陽光発電などをする場合に補助をするということが進められておりますけれども、これはどのくらいの市町村で進められているのか、そのことをお伺いしたいと思います。

北川自然エネルギー推進室長

ただいまグリーンニューディール基金について御質問いただきました。

現在,25年度までに県内で21か所に太陽光パネルや蓄電池が設置済みとなっております。

市町村数は、県下一円的に捉えておりますので数字は後ほど御報告いたします。

古田委員

この度の大雪で孤立をした集落では、停電などで大変御苦労されている、県も大変いろいろな配慮をされて御苦労されたわけですけれども、是非、その孤立した集落などの集会所とか公民館とか、いろんな公共の施設があると思うんですけれども、そういった所に太陽光発電、蓄電池などを設置して、電気や暖をとるということで整備を進めていただきたいと思うんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

北川自然エネルギー推進室長

防災拠点とか避難所等にもこういうグリーンニューディール施策を進めるということ でございます。

当然,避難所,それから防災拠点等,特に防災拠点につきましては,救援等が途切れる,災害の救助に必要ということで,通信,パソコン等での連絡が非常に大事だと考えております。

国のグリーンニューディール基金ということで、24年度、25年度の基金を使いまして、 今現在、整備をしているところでございますので、全ての施設というのはなかなか難し いんですが、今現在は各市町村の、防災拠点となる役場等々から、順次、優先順位を付 けながら進めているといった状況でございます。

古田委員

高知市などでは、それぞれの町内会が設置をする場合、それに補助をするという制度 もあるんです。公民館とか、本当に身近な所でそういったものが整備されていかないと、 集落が取り残されたような場合になかなか大変だということが今回の大雪でも分かった わけですから、是非そこのところは、国への要望も含めて進めていただきたいと思うん ですけれども、いかがでしょうか。

北川自然エネルギー推進室長

国の,これは環境省の補助事業でございますが、9月の概算要求の時には、基金事業ではなくて補助金という形に名称が変わっておりまして、少し衣替えをするのかなと思っています。年明けに政府案が出てまいります。そういったものを注視してまりいたいと考えております。

古田委員

国へもしっかり要望していただいて、本当に安心して住める地域を作っていくことが、 今年の夏の浸水被害、それから大雪の被害、こういったところで本当に求められている と思いますので、加茂谷の地域でも、ちょうど中学校の野球部なんかが夜に使う投光器 などがすごく地域の住民の皆さんには役立ったんですよね。明かりがなかったら逃げら れなかったという声もありますので、是非整備をしていただきたいと思います。

それと、鳥インフルエンザの問題が宮崎県で起こって、徳島県でも消石灰を無償配付して散布する取組をしてくださっておりますけれども、今回のこの高病原性鳥インフルエンザの問題に県としてどのように取り組まれているのか、そこら辺のことをお伺いしたいと思います。

東城家畜防疫対策担当室長

委員御指摘のように,この度,宮崎県で高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。

今年度に入りまして熊本県で3年ぶりの発生がございまして、秋になって全国の野鳥からぽつぽつとインフルエンザウイルスが採れておりまして、非常に危険な状態だということで農林水産省からも注意を呼び掛ける通知が度々きており、県としても農家に対して、あるいは関係団体に対して注意を呼び掛ける指導、あるいは会議等を通じて強化をしてまいりました。

ところが、宮崎県において12月16日に発生したということで、本県においても、野鳥からは採れておりませんけれども、野鳥のウイルス濃度が高まっているという状態は全国ほぼ同じかなということなので、県内で発生をさせないために、全養鶏者に対して石灰を配付し、知事の告示をもって家畜伝染病予防法第9条による消毒を指示したところでございます。それによって、全農家、248農場ございますけれども、そこに石灰を配付して、発生させない消毒、予防対策を強化していただくということをいたしました。

古田委員

あわおどり

徳島のブランドである鳥肉の阿波尾鶏の被害が出ないように、万全を期して対策をしていただきたいと思います。

次に、今日の徳島新聞でも、佐那河内村のごみ施設計画が、村議会では全会一致で意見書が可決されて、住民合意ができていないごみの焼却施設は白紙に戻せと、議会でそういうことがされておりますけれども、私は今こそ、こうした佐那河内村の問題を受けて、環境省が進めている3R、リデュース、リユース、リサイクル、この運動を大きく進めていく時ではないかなと思うんです。

徳島県の場合、県全体では四国で排出量が最も多いんです。そして、リサイクル率でいうと四国で最も低い、17.3パーセントしかないという、全体としては不名誉な数字なんですけれども、県内では2012年度の実態調査が報告されていて、発生抑制のリデュースでは、神山町が人口10万人未満の市町村で1位で、一日に一人当たりのごみの発生量は253グラムと。佐那河内村が8位で401.6グラム。それからリサイクルについては、10万人未満の市町村で上勝町が8位で60.8パーセントと出されているんですよね。こういった佐那河内村や神山町や上勝町の取組をしっかり県内全域に広げる必要があるのではないかと思うんですけれども、この点、担当課としてはどのように受け止めておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

大西環境指導課長

ただいま古田委員から、一般廃棄物のリサイクルについて各市町村ごとの取組、それから徳島県のリサイクル率が四国の他県に比べてというお話を頂きました。

当然ながら、リサイクルにつきましては、我々は今後、3Rの取組を徹底していかなければならない。市町村においての取組というのも、これは一般廃棄物の取組ということでございますので、今後とも本県としても進めていかねばならないと認識しております。

古田委員

県下全体ではリサイクル率が四国で最も低い17.3パーセントになっているんですけれども、リサイクルする場合には分別というのがどうしても必要なわけで、上勝町では、今、34分別をされているんです。神山町は15分別、佐那河内村は33分別ということなんですけれども、県として、24市町村全てのそういった分別がどのくらいされて、リサイクル率がどのくらいかということは把握をされているんでしょうか。

大西環境指導課長

今,市町村の比較の問題でございますが、まず一点、リサイクルについての根源的な問題と言いますか、この数値自体が本来の姿をなかなか表しにくいということを御認識いただきたいと思います。ペットボトルとか空き缶とか、いろいろな物がリサイクルで回ってまいりますけれども、このリサイクル率というのは市町村が処理した場合のリサイクルでございます。ある意味、セーフティネットになっておる市町村がリサイクルした数値でございます。一方で、皆さん御承知のとおり、この頃、民間事業者の御協力も

頂きまして、民間事業者のほうでペットボトル等の回収ボックスを設けておる、そういうふうな所におきましては、市町村の一般廃棄物から除かれる形で上がってまいります。金属についてもそういうことになりますから、我々、一概にこのリサイクル率を市町村ごとの評価には持っていけないなと。ただ、今お話がありましたように、神山町をはじめ、優れた取組につきましては、情報を市町村と共有しておるところでありますし、今後、そういうことにつきましても、我々は参考になるような助言はしてまいりたいと思っております。

古田委員

是非,徳島県にいい先進例があるわけですので,そのことを大いに広げていただいて, 24市町村全てで進めるようにしていただきたい。

大型の溶融炉建設ということになりますと、どうしても今までしていた分別をやめて、何でも燃やせると。燃やさなければごみが足りないと。24時間、800度以上に保つとなると、ごみをどんどん入れないと保てないということで、せっかくしていた分別をやめてそういうふうになってしまう傾向も全国的にはあるようですので、是非、3Rの運動を大きく進めていただくと同時に、大型溶融炉という方向ではなくて、それぞれの所で自区内処理ができるように進めていただきたいと思います。

それと、今示された環境首都とくしま・未来創造憲章案の中の学ぶというところで、清掃活動などの地域社会のエコ活動に参加し、美しい環境を保ちましょう、それから、徳島の美しく豊かな自然環境に誇りを持ち、未来へ守り伝えていきましょうということが呼び掛けられておりますけれども、私もこれは大賛成です。そうした中で、こうした取組の一つに加えられているのかどうかちょっと分かりませんが、栽培禁止になっているオオキンケイギク、道路沿いなどにきれいな黄色の花を咲かせて、そんな栽培禁止になっていると私もよう認識していなかったんですけれども、18年に禁止をされて、特定外来生物ということで駆除を呼び掛けているということが前の新聞にも出ていました。たくさん咲いている地域、そういった所で駆除の活動をしましょうという呼び掛けもしていただいて、住民も参加してその駆除をするという取組をすれば、こういったものは庭に持ってきて植えたりしたら駄目なんですよという啓発が更に広がると思うんですけれども、そういう取組はされているんでしょうか。どうでしょうか。

小椋自然環境戦略課長

ただいまお話のありました特定外来生物,オオキンケイギクの駆除というか,対応についてですが,これにつきましては,そもそもは園芸品種で,ホームセンターとか,花として売られていた経緯もあって緑化などに使われていたが,その後,オオキンケイギクが特定外来生物で他の植物にも影響を及ぼすということが分かったものですから,18年に指定して,駆除をと。その中でも,確かに道路とか,それから,花がきれいということで家庭で植えられているということもあります。そういうことを踏まえまして,今年,県でもオオキンケイギクの情報提供をするとともに,市町村にもお願いして,広報紙でも適切な駆除の仕方とかも周知を行ってきたところでございます。また,オオキンケイギクは春,5月頃に咲くこともありますので,一つはそこが駆除のポイントかなと

思っておりますので、その時にまた再度、周知もしながら、「こういう花を見たら、是 非皆さんでも駆除を」ということで、協働活動で取り組めたらと考えておるところでご ざいます。

古田委員

このオオキンケイギクだけじゃなくて、セイタカアワダチソウだとか、いろんな外来 生物、ほかにもたくさんあると思います。そういったものの駆除というのは、やっぱり 多くの方々にそうしたものが在来種などに大きな影響が出るんですよということを知っ てもらわないと駆除につながらないと思いますので、是非、ごみ拾いとかそういったこ とと併せて、駆除も一緒にやりましょうという呼び掛けというのも大事かなと思います ので、そうした取組も含めて、お願いをしたいと思います。

元木委員

私の地元でもこの度豪雪被害ということで、全国ニュースになるほどの事案が発生したところでございます。大臣さんもこられて、知事さんや各首長さんと一緒にお話をして、いろんなことも学ばせていただいたわけでございますけれども、県でこういったことが起こらないように何ができるのかなという観点から、少しだけですけれども、お伺いできたらと思います。

御案内のとおり、今回の大雪というのは、局地的に重たい雪が降って、県西部の自然公園を含むエリアに被害が及んだということでございまして、特に道路沿いの杉の木なんかの細い木に掛かった雪が杉の木を折ってしまって、倒木で道を塞いでしまったという事案ですとか、あるいは、電線に引っ掛かって、電線ごと、電信柱も折れてしまうというようなことで、一部の世帯に停電も起こったという状況でございます。

ここは防災委員会ではございませんので、環境の視点から、今回の大雪によりまして、森林の多面的な機能ですとかそういった多岐の観点から、住民生活の保全という点でどういった評価をされておるのか、また、今回の事案を踏まえまして、どういった取組を進めることによって今回のような事案を効果的に防ぐことができるとお考えであるのか、御所見をお伺いいたします。

西條林業戦略課長

ただいま、三好町でございました大雪による道沿いの倒木等についての御質問でございました。

集落の孤立を招きました倒木の原因につきましては、一般的に、道路沿いなどの林縁部の樹木につきましては、枝とか葉が道路側に発達し、個体の重心が道のほうに偏っていくことによりまして、そこに雪が積もったということで、道のほうへ倒木する事例が多かったと考えております。また、樹木、杉につきましても、細い木につきましては折れやすいという状況があろうかと思います。

ただ、今回の雪につきましては経験のないような雪であったということもございます。 今まで現地調査をしたところによりますと、間伐をした所、していない所に限らず、また、杉に限らず広葉樹、松等についても道路への倒木が見られるという状況でございま す。

それで、林業と言いますか、一般に杉、ヒノキが多いわけでございますけれども、そういう杉、ヒノキにつきましても十分な間伐をして、林床と言いますか、その空いた土地に広葉樹等が生えてくることによりまして、いろんな機能の向上が図られると思っておるところでございます。

元木委員

この度は、特に地元の住民の有志の方々によりまして倒木した木ですとか折れ曲がった木等の伐採を行っていただいたということで、地元の土建屋さんですとか自衛隊の方ですとか、あるいは市や町の役場の職員の方々にも大変な御苦労をお掛けしたわけでございまして、是非、こういったことが二度と起こらないように、長期的な視点で対策をやっていただきたい。特に道路沿いですとか家屋の周辺等、住民生活に直接関わる区域の森林整備についてもそういった点に配慮していただいて、県が今進めていただいております間伐推進ということも、より積極的に進めていただきたいということを要望させていただきたいと思います。

それと、電気の関係で、この度は電話がつながらないという状況もありまして、一人、 亡くなった方もいらっしゃるわけでございますけれども、3郡の家庭の方というのは、 最近、ほとんどオール電化にしているらしいですね。そういうことがかえって今回の被 害を大きくしたという状況もございます。

こういう中で、この度の大雪に関連いたしまして、高齢者の独り暮らしの方の世帯なんかが多いわけでございますけれども、こういった世帯に蓄電池の導入を積極的に進めることが一つの手立てではなかろうかと感じるわけでございますけれども、その辺について県として、どういったお考えであるのか、お伺いいたしたいと思います。

北川自然エネルギー推進室長

ただいま、元木委員より蓄電池の導入についての御質問でございます。

今回の12月5日からの大雪でインフラの重要性、特に今お話のあった、電気に頼る現代社会の実態を痛感しているところでございます。

現在,県では,国の予算を活用して,災害時の電源確保対策として,防災拠点と避難所に太陽光パネルと蓄電池をセットにして導入する事業を進めております。一方,一般の住宅向けには,蓄電池の導入というのはまだ現在,進んでいないのが実情でございます。

元木委員

県におきましても、低炭素型自家発電設備等設置への支援等を報告書でされておられまして、こういった点については高く評価したいわけでございますけれども、是非、こういった過疎の進むような、孤立集落となる可能性の高いような家屋の方々に対する支援というのも、環境の部局として応援をしていただいて、省エネと加えて、こういった非常時の電源確保対策ということについても、より積極的に取り組んでいただきますようお願いをいたしたいと思います。

加えまして、先日の委員会でも言いましたように、量子技術を用いた蓄電技術等も、 今、かなり開発が進んでおるようでございますので、こういった点についても注視をし ていただいて、効果的な支援策というのをまた新たに講じていただきたいということで ございます。

今回は鳥取県からも新たに除雪車がきて大活躍をされたということも伺っております。 こういったほかの県との連携という視点で、自然エネルギー協議会の会長県として、こ れからも他県としっかりと手を結びながら、こういった災害対策、災害の起こりやすい 地域での環境保全対策というのを進めていただきたいということを要望いたしまして終 わります。

丸若委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(12時06分)